

# 強化委員会規程

## (総 則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という）定款の施行についての細則（以下「定款細則」という）第6条4項に基づき設置された強化委員会（以下「委員会」という）に関することを定める。

## (事 業)

第2条 委員会は、下記の事業及び業務を行う。

### (強化部門)

- (1) 競技力向上のための調査研究及び技術指導
- (2) 選手強化事業に関する情報の収集
- (3) 強化選手の選抜並びに、強化指導と育成
- (4) 国際大会派遣代表選手、役員・コーチの選抜及び派遣
- (5) 強化指導事業に従事するコーチ、指導者の養成と養成機関への推薦
- (6) 外国優秀コーチの招聘
- (7) (公財) 日本スポーツ協会及び (公財) 日本オリンピック委員会の選手強化関係機関への参画
- (8) その他、強化に関する事項

### (医科学部門)

- (1) アンチ・ドーピングに関する啓蒙活動
- (2) ドーピング検査事業の実施
- (3) JADAとの連携や情報共有
- (4) 競技力向上に資する医科学分野の調査研究
- (5) 競技力向上に資する医科学分野の情報収集
- (6) その他、医科学やアンチ・ドーピングに関する事項

### (理事会の諮問)

第3条 委員会は、前条の事業及び業務のほかに、選手強化に関する対策及び選手強化に関する重要な事案について、理事会に対して意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

### (委員の構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

委員長	1名
副委員長	若干名
常任委員	若干名

(選任及び任期)

第5条 委員長は、理事会の決議によって選任する。

2. 副委員長及び常任委員は、委員長の指名により選任する。
3. 委員長。副委員長、常任委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(正副委員長の権限)

第6条 委員長は、委員会を代表し、強化に関する会務を掌理する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長、副委員長、常任委員をもって構成する。

2. 委員会は、第2条に定めた事業や業務を遂行するための必要な事項を決議する。
3. 委員会は、毎年度1回以上開催し、委員長が議長となる。
4. 常任委員会の定足数は過半数とし、決議は出席者の過半数によりなされる。
5. 正副委員長は、緊急を要する場合に限り、常任委員会の業務を代行することができる。但し、その場合は、書面により速やかに常任委員会に報告しなければならない。

(医科学部門)

第8条 委員会は、選手強化に必要なスポーツ医科学研究を推進するために、医学、スポーツ科学等の分野から、専門家の意見を視聴するため、委員会内に医科学部門を設ける。

2. 医科学部門の設置については、必要に応じて委員会において検討協議し、理事会の承認を経て行う。
3. 医科学部門の規程については、必要に応じ委員会にて決議し、理事会の承認を経て定める。

(委員会等への出席)

第10条 本会会長、副会長、専務理事は、必要により、委員会に出席して意見を述べることが出来る。

(規程の変更)

第 11 条 この規程の改廃は、常任委員会の 3 分の 2 以上の同意及び理事会の承認を経なければならぬ。

付 則

1. この規程は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規程は、2023 年（令和 5 年）3 月 6 日より改正施行する。

(\*2023 年 3 月 6 日 2022 年度第 8 回理事会承認)